

日本国特許庁におけるマドリッド国際登録出願オンライン受付 (Madrid e-Filing) のご案内

2022年6月29日

特許庁 審査業務部 出願課 国際意匠商標出願室



目次

1. Madrid e-Filingとは

2. 本日の構成

3. JPOへ手続する場合
の方法と留意点

4. 操作デモ

- ✓ 出願の作成
- ✓ 本国官庁への応答
- ✓ 欠陥通報への応答

5. 質疑



Madrid e-Filingとは

- WIPOが提供する商標の国際出願のためのオンラインサービス
- 2022年6月の日本の参加により、17の国・地域の知財庁が利用

Madrid e-Filing: Participating IP offices

Overview

Why Madrid e-Filing?

Participating IP offices

Setting up Madrid e-Filing

More information

The following offices are currently participating:

Year	Country
2022	Japan
	United Arab Emirates
2021	Islamic Republic of Iran
	Spain
	Turkey
	Ukraine
2020	Bulgaria
	Iceland
	Norway
	Republic of Moldova
2019	Austria
	Canada
	Estonia
	Lithuania
2018	Georgia
2015	Australia
2014	Benelux

主な特徴

- 基礎データのインポートによる出願の作成
- Madrid e-Filingを利用した正確な出願
- e-FilingからのWIPOへの手数料納付
- 本国官庁と申請人との通信
- WIPOと申請人との通信

WIPO HP

https://www.wipo.int/madrid/en/how_to/efile/

本日の構成

- Madrid e-Filing利用した商標の国際登録出願（以下マドプロ出願）の手続方法についてe-Filing操作デモを用いて説明します
 - ✓ 出願の作成、本国官庁JPOへの提出
 - ✓ 本国官庁への応答（JPOからの不備連絡と応答）
 - ✓ WIPO欠陥通報への応答

JPOへ手続する場合の利用方法

事前準備

- [JPO HP](#)よりMadrid e-Filingのログインページにアクセス
- 事前準備：WIPOアカウントの作成



ENHANCED BY Google

ホーム お知らせ 制度・手続 支援情報・活用事例 資料・統計 特許庁について お問い合わせ Q&A

はじめての方へ

• スッキリわかる知的財産権

初めてだったらここを読む

- 特許出願のいろは
- 実用新案出願のいろは
- 意匠出願のいろは
- 商標出願のいろは
- お助けサイトへ通知を受け取った方へ
- 電子出願ソフトのご利用方法（動画）
- 初心者のための電子出願ガイド

特許

- 制度概要
- 出願
- 審査
- 登録
- 国際出願

実用新案

- 制度概要
- 出願
- 審査
- 登録
- 国際出願

意匠

- 制度概要
- 出願
- 審査
- 登録
- 国際出願

商標

- 制度概要
- 出願
- 審査
- 登録

意匠

Madrid e-Filingによる国際出願手続

Madrid e-Filingは、世界的な特許機関（WIPO）の提供するWebサービスです。本サービスを利用することにより、本官庁に国際出願の登録出願を行うことができます。日本国特許庁では2022年6月1日よりMadrid e-Filingによる出願の受付を開始します。

Madrid e-Filingを利用することにより、オンラインで国際登録出願しWIPOへの手数料納付を行うことが可能となり、WIPOからの欠陥通知に対する応答をMadrid e-Filingにて行うことができます。

【必ずお読みください】 Madrid e-Filing利用のための事前準備

1. WIPOアカウントの作成

Madrid e-Filingによる出願手続を行うにはWIPOアカウントが必要となります。事前にWIPOのWebサイトを訪問してください。

[アカウント作成はこちら（外部サイトへリンク）](#)

WIPOアカウントはWIPOにより管理されています。WIPOのWebサイトを訪問してください。WIPOアカウントに関するFAQもご利用ください。

[WIPOユーザーアカウントに関してよくある質問（FAQ）（外部サイトへリンク）](#)

2. Madrid e-Filingによる出願の作成について

Madrid e-Filingによる出願書類の作成など操作方法については以下マニュアルをご確認ください。

[Madrid e-Filingによる出願手続（PDF：4.391KB）](#)

[※2022年6月1日更新時の変更点について（PDF：1.637KB）](#)

Madrid e-Filingの画面上で入力する情報の大部分は、国際登録出願の種別【MM2】の項目と同様です。画面上でご確認ください。

[MM2とMadrid e-Filing入力項目の対応表（PDF：408KB）](#)

Madrid e-Filingへのログイン

以下よりMadrid e-Filingにアクセスし、出願手続を行うことができます

[WIPO Madrid e-Filing（外部サイトへリンク）](#)

【利用上の注意点】

本官庁への手数料納付について Madrid e-Filingを用いて国際登録出願手続をする場合でも本官庁手数料9,000円は特許庁に納付する必要があります。Madrid e-Filingを用いる際の本官庁手数料の納付方法は以下の方法により可能です。

1. 電子出願ソフトで納付番号を取得し、インターネット/オンライン等で9000円を納付。納付後に納付番号をMadrid e-Filingから添付ファイルとして届け出る（具体的な方法はマニュアルをご確認ください）

WIPO ユーザ アカウントを作成

WIPO ユーザ アカウント (WIPO Account) は、各個人に対して発行されるものです。ご自身個人としての情報を入力してください。アルファベットで入力してください

ユーザー情報

ログイン名 *

名 *

姓 *

法人名

電話番号

住所

国または地域 *

連絡時の言語 (希望) *

JPOへ手続する場合の注意点

注意点

- Madrid e-Filingを用いる場合も本国官庁手数料は特許庁に納付する必要がある
(e-Filingにより納付できるのはWIPOへ納付する手数料のみ)
- 本国官庁への手数料納付完了後、本国官庁は本国認証を実施
- WIPOへの手数料納付完了後、本国官庁はWIPOに出願を送付可能
- 基礎とする商標出願・商標登録の情報が[WIPO Global Brand Database](#)に収録されている必要がある

デモンストレーションで説明します。

出願の作成

本国官庁へ
の応答

WIPO欠陥通
報への応答